

令和 6 年 1 1 月 2 0 日

文教経済常任委員協議会会議概要

委 員 長 工 藤 健

副委員長 万 徳 なお子

1 開催日時 令和6年11月20日（水曜日）午前9時58分～午前11時35分

2 開催場所 第1委員会室

3 報告事項

（1）令和6年第4回定例会提出予定案件

- ①専決処分の報告について
- ②公の施設の指定管理者の指定について
（青森市文化観光交流施設）
- ③公の施設の指定管理者の指定について
（青森市小牧野遺跡保護センター及び青森市小牧野遺跡観察施設）
- ④公の施設の指定管理者の指定について
（あおもり北のまほろば歴史館）
- ⑤公の施設の指定管理者の指定について
（アップルヒル）
- ⑥専決処分の報告について
- ⑦専決処分の報告について

（2）その他

- ①「（仮称）青森市犯罪被害者等支援条例骨子案」について
- ②マイナンバーカードの特急発行について
- ③ホタテガイ生産の現状について
- ④青森市教育振興基本計画の策定及びわたしの意見提案制度の結果の公表について
- ⑤青森市指定文化財「又八沼に生息するシナイモツゴ」の生息状況について
- ⑥ブックリサイクルフェアについて
- ⑦令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
- ⑧第2回あおもりボランティアDAYについて

○出席委員

委員 長 工 藤 健
副委員 長 万 徳 なお子
委員 相 馬 純 子
委員 小 熊 ひと美

委員 柿 崎 孝 治
委員 山 本 武 朝
委員 小 倉 尚 裕

○欠席委員

委員 奈良岡 隆

○説明のため出席した者の職氏名

教 育 長 工 藤 裕 司
市 民 部 長 佐 藤 秀 彦
経 済 部 長 横 内 信 満
農 林 水 産 部 長 大久保 文 人
教育委員会事務局教育部長 大久保 綾 子
教育委員会事務局理事 武 井 秀 雄
農業委員会事務局長 小笠原 訓 史
市 民 部 次 長 木 村 久美子

経 済 部 次 長 船 橋 正 明
農 林 水 産 部 次 長 中 村 敦
中央卸売市場長 白 坂 孝 志
教育委員会事務局教育次長 泉 宏 明
経 済 政 策 課 長 千 葉 皆 工
教育委員会事務局総務課長 小 山 和 紀
文化遺産課主幹 児 玉 大 成
関 係 課 長 等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○工藤健委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、文教経済常任委員協議会を開会いたします。

本日は奈良岡委員が公務のため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和6年第4回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

この際、私から申し上げます。

繰り返しになりますが、本日の協議会は、第4回定例会に提出を予定しております案件に係る概要説明の場でもありますので、質疑に当たっては、事前審査とならないよう、お願いいたします。

次に、委員の皆様及び理事者側とも、質疑は簡潔にお願いいたします。

また、質疑に当たっては、本委員会が所管している部局に限り、お願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民部から専決処分について御報告申し上げます。

内容につきましては、先月10月21日開催の文教経済常任委員協議会において御報告申し上げました月見野霊園での草刈り作業中に発生した事故に係る相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和6年第4回市議会定例会において報告案件として提出することとしておりますことから、改めて御報告申し上げます。

配付資料「専決処分の報告について」を御覧ください。

事故の概要につきましては、令和6年9月5日、午前11時頃、青森市月見野霊園の正面入り口から左側にある10区5部の芝区画において、生活安心課の会計年度任用職員が資料右下の画像の自走式草刈り機を用いまして、草刈り作業を行った際に、操作を誤り、墓地区画使用権者の墓石に接触し、資料の画像のとおり、墓石等の一部を損傷させたものであります。

この事故につきましては、双方協議の結果、資料左下、和解内容等に記載しておりますとおり、市は相手方に墓石修理費として27万8300円を支払うことで合意し、令和6年10月10日に相手方との示談が成立しましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。

なお、相手方に支払う修理費につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険で対応したところであります。

報告につきましては、以上です。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化観光交流施設）」から

「公の施設の指定管理者の指定について(アップルヒル)」までの計4件については、関連がありますので一括して報告を求めます。経済部長。

○横内信満経済部長 令和6年第4回市議会定例会に議案提出を予定しております公の施設の指定管理者の指定につきまして、「1 報告事項」(1)の②から⑤まで、一括して御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づきまして、議会の議決を経て指定することとなっており、このたび、令和6年度末をもって指定期間が終了する施設の指定管理者候補者を選定いたしましたことから、指定に係る議案について提出するものであります。

資料1を御覧ください。

初めに、募集要項配布及び受付期間であります。指定管理者の募集期間につきましては、令和6年8月1日から令和6年9月2日までの期間で各施設の指定管理者募集要項を配布し、令和6年8月27日から令和6年9月2日までの期間で申請書の受付を行いました。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、学識経験者、財務等に識見を有する者及び各部局の次長職にある者で組織する指定管理者選定評価委員会におきまして、応募者から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の選定項目につきまして点数化をした上で、客観的な評価を行い、候補者を選定いただいたものであります。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次に、対象施設及び指定管理者候補者の審査結果について御報告いたします。議案提出を予定している施設のうち、当常任委員協議会に関連する施設につきましては、経済部所管施設が1番の1施設、教育委員会事務局所管施設が2番から4番の3施設、浪岡振興部所管施設が5番の1施設の合計5施設となっておりまして、募集形態、応募者数及び指定管理者候補者等につきましては資料の表中に記載のとおりとなっております。

これら施設の応募者につきましては、指定管理者選定評価委員会におきまして審査いただいたところ、いずれも応募資格を満たしており、最低基準点以上の点数を獲得したことから、指定管理者の候補者としております。

審査結果の詳細につきましては、資料2-1から資料2-4までに記載のとおりであります。今回の指定管理者候補者は、いずれの施設も現在の指定管理者と同じ団体となっております。

説明は以上です。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 専決処分につきまして御報告申し上げます。

本事案につきまして、お手元の資料を御覧ください。

中央卸売市場場内通路におきまして発生いたしました事故であります。前回、令和6年10月21日に開催されました文教経済常任委員協議会におきまして、御報告申し上げたところでありますが、相手方との和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分を行いましたことから、その概要について御報告申し上げます。

事故の概要であります。令和6年9月6日、午前3時頃、中央卸売市場場内通路におきまして、場内事業者の社員が通路東側から西側へ走行中、マンホールの蓋がずれていたことにより生じた段差のため、資料右下画像にありますとおり、右後輪タイヤ及びホイールが損傷したものであります。

この事故につきまして、双方協議の結果、資料中段右側に記載がありますとおり、市は相手方にタイヤ及びホイールの修理費といたしまして2万790円を支払うことで合意し、令和6年11月14日に相手方との示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分をしたものであります。

当該専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、令和6年第4回定例会において報告案件として提出することとしております。

なお、相手方に支払う修理費につきましては、市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険で対応したところであります。

市場の管理につきましては、今後におきましても施設設備の点検、運用を着実にしながら再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 裁判上の和解に係る専決処分について御報告申し上げます。

お手元の配付資料を御覧ください。

本年3月の文教経済常任委員会で委員の皆様に御説明しておりましたが、訴えの概要といたしましては、令和5年3月に青森市立中学校を卒業した原告は在学中にいじめによる被害を受けたこと、被告はいじめ防止対策推進法に基づくいじめ重大事態の調査を懈怠したことを原因として、国家賠償法上の違法に当たるとし、市に対し、55万円の損害賠償を求め、令和6年1月に国家賠償請求訴訟として提起し、これまで弁論準備手続等が行われてきたものであります。

令和6年10月7日、双方の弁護人立会いの下、当該生徒並びに保護者と教育委員

会が面談をし、いじめの被害の申立てを確認の上、今般、令和6年11月7日に専決処分をし、同日、弁論準備手続において和解が成立しております。

和解の内容といたしましては、「(1) 市は、第三者委員会又は第三者を加えた調査委員会を設置し、相手方を対象とする、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号及び第2号のいじめ重大事態の調査を行う。」、「(2) 相手方は、市に対する、その余の請求を放棄する。」、「(3) 相手方及び市の間に、本件に関し、何らの債権債務がないことを相互に確認する。」、「(4) 訴訟費用は、各自の負担とする。」となっております。

本市といたしましては、青森市いじめ防止対策審議会条例に基づき、青森市いじめ防止対策審議会に調査部会を置いて調査を行い、適切に対応してまいります。

なお、本案件につきましては、当事者である生徒並びに保護者から住所・氏名等の公表はしないしてほしい旨を強く要請されておりますことから、対外的な公表に係る資料は、当事者の意思を尊重するとともに、プライバシー・人権への配慮といった観点から、当事者が特定されないよう、非公表とさせていただいておりますので御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、令和6年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、『(仮称) 青森市犯罪被害者等支援条例骨子案』について」報告を求めます。市民部長。

〇佐藤秀彦市民部長 (仮称) 青森市犯罪被害者等支援条例骨子案について御報告申し上げます。本市における犯罪被害者等への支援につきましては、犯罪被害者等の状況に応じ、寄り添った支援が重要であるという考えの下、市の関係部局はもとより、青森警察署をはじめとする関係機関・団体等と連携・協力し、その適切な支援に努めてまいりましたが、このたび、昨今の国の動向、それから犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進するため、(仮称) 青森市犯罪被害者等支援条例骨子案を取りまとめ、わたしの意見提案制度を実施することといたしましたので御報告いたします。

まず、骨子案の概要につきまして御説明いたします。

資料1の「(仮称) 青森市犯罪被害者等支援条例骨子案の概要」を御覧ください。

初めに、制定の背景についてです。

国におきましては、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図ることを目的に、犯罪被害者等基本法を制定し、この基本法に基づく犯罪被害者等基本計画により、犯罪被害者等支援に関する施策を推進しているところであ

りますが、令和5年6月、内閣総理大臣を会長とする犯罪被害者等施策推進会議において、犯罪被害者等が被害原因や居住地域にかかわらず、必要な支援を適時適切に途切れることなく受けることができるようにするため、犯罪被害者等施策の一層の推進についてが決定されました。

この決定におきまして、実施することとされた取組の一つであります地方における途切れない支援の提供体制の強化について検討するための有識者検討会が開かれ、その検討会において、令和6年4月、地方の犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化の一つとして条例制定等が重要であるということ、そして地方公共団体として様々な取組を進める点で条例制定が有効であるとの提言がなされたところです。

県におきましては、令和元年12月に青森県犯罪被害者等支援条例を施行しており、また、県内市部や中核市においても条例を制定する動きが順次広がってきております。国の動向等を踏まえ、今後、この動きはさらに広まっていくものと思われる。

本市におきましては、冒頭に申し上げましたとおり、犯罪被害者等の状況に応じ、寄り添った支援が行われることが重要であるという考え方の下で、総合的対応窓口である市民部生活安心課市民なんでも相談室において、犯罪被害者等が置かれている状況に応じて、相談、必要な情報の提供、関係課及び関係機関の案内といった対応を行うとともに、犯罪被害者等支援に関する関係機関・団体等との連携・協力・情報共有を行う中で、他都市の条例制定等の動向も注視してまいったところです。

次に、制定に向けた考え方についてです。犯罪被害者等の支援を行うに当たりまして、青森警察署をはじめ、関係機関・団体等との連携・協力・情報共有を行ってきた中、域内の犯罪被害者等の対応を被害直後から行うことが多い青森警察署及び犯罪被害者等支援について専門的知見・経験を有しております公益社団法人あおもり被害者支援センターから、犯罪被害者等支援の充実に向けた情報提供の一つとして、事件発生直後、どうしたらよいか分からない、それから裁判など経済的負担や精神的負担が大きいこと、人目が気になって外出できないなどの声があるということが示されました。

これら本市の犯罪被害者等の状況及び国の動向等を踏まえ、本市の犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組の推進が犯罪被害者等を地域全体で支えることによって、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す必要があるという考えに至り、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることによって、当該施策を総合的に推進するための条例を制定しようとするものであります。

次に、骨子案の体系についてですが、資料右の第1条から第3条までが「目的・定義・基本理念」、第4条から第6条までが「市・市民・事業者の責務」、第7条か

ら第14条までを市が行う「犯罪被害者等の支援に関する基本的施策」とし、相談及び情報の提供等、経済的負担の軽減、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、居住の安定、市民及び事業者の理解の増進、人材の育成等、民間支援団体の活動の促進について記載しております。第15条は「支援の制限」、第16条は「委任」について記載しており、施行予定は、速やかに市民が安心して暮らすことのできる環境づくりの一助となりますよう、令和7年4月1日を予定しております。

以上が（仮称）青森市犯罪被害者等支援条例骨子案の概要となりますが、詳しい内容につきましては、資料2の（仮称）青森市犯罪被害者等支援条例骨子案のほうを後ほど御覧いただければと思います。

次に、本条例骨子案に係るわたしの意見提案制度の実施内容について御説明いたします。

資料3を御覧ください。

意見の募集期間は、令和6年11月28日から同年12月27日までの1か月間とし、市役所各庁舎や支所、市民センターなどに骨子案を備え付けるほか、市ホームページにも掲載することとしております。

また、お寄せいただいた御意見など、結果の公表につきましては、令和7年3月を予定しているところです。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。万徳副委員長。

○万徳なお子副委員長 県は既に条例を持ち、計画は令和3年度から令和7年度までであると紹介がありましたが、この計画の具体的な中身がもしお分かりでしたら教えてください。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 県の犯罪被害者等支援推進計画は、令和3年度から令和7年度の期間を計画期間として定めたものでありまして、その内容につきましては、基本的な考え方、いわゆる計画の趣旨、位置づけ、計画期間、基本方針、施策の柱、施策体系等を規定しております。

また、章立てで第4章までありまして、今のが第1章、第2章では犯罪被害者等の現状として、青森県における事件・事故の状況、それから犯罪被害者等の置かれている状況を記載しております。第3章で基本的な施策として、損害回復・経済的支援等について、また、精神的・身体的被害の回復・防止、それから刑事手続への関与の拡充、支援等のための体制の整備、県民の理解の増進と配慮・協力の確保といったところで、県も基本的に条例の構成は本市の骨子案の基本的な構想と一緒にすけれども、それぞれの条文に対応する形で具体を定めているというのがこの計画の内容になっております。

以上です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。山本委員。

○山本武朝委員 確認です。この条例の制定目的は大変重要だと考えます。そうすると、本市におきましては、まずは総合的対応窓口として市民なんでも相談室において対応すると。犯罪被害といっても様々ありますよね。DV、ストーカー被害、また、今話題の電話詐欺被害とか、そういうあらゆるものを、まず市民なんでも相談室に御一報し、そこから専門的な窓口や様々な公的なことを紹介するというふうになると思うんですが、そうすると、相談員の方々も、実際に相談を受けた場合、次はどちらに移行するかという、その辺の確認もしっかり事前に準備しているのでしょうか。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 お答えします。今、本条例を定めるに当たって、先ほど御説明申し上げたのですが、今現在も、犯罪被害者等の支援に関連する相談があった場合は、市民なんでも相談室で対応することとしておりまして、この条例を新たに制定するのはその根拠づけをしっかりとさせるということも考えております。今現在も市民なんでも相談室で受付の体制を取っており、それから委員御指摘のとおり、支援の方法というか、内容も様々多岐にわたります。

また、犯罪被害者等と言いましたが、直接被害を受けられた方、または、その御遺族であったり、御家族であったり、その被害者等に該当する方というのは様々あります。

また、その生活状況、年齢、そういったところで受ける支援、必要とする支援は様々ありますので、今現在も窓口対応シートというものを、市民なんでも相談室のほうで作っておりまして、それで、こういう御相談があった場合は、担当課と連絡先はここになりますといったものを備え付けております。そういった形で今現在も、相談内容に応じた対応をする体制は取っているという状況にあります。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 今の市民なんでも相談室で犯罪関係についての相談というのはどのくらいあるのか、分かりましたら教えてください。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 実際に犯罪が起こったという相談そのものは市民なんでも相談室のほうにはないのですが、関連するものとして、DVの相談とか、そういったものがあります。それが結果、内容によっては犯罪に該当するものになるというところもあります。特に犯罪が発生したところに付随してというのは、いきなり市に来るというよりは、基本的に警察のほうで認知したり、あおもり被害者支援センターのほうに来たりということが主な対応になると思います。市民なんでも相談窓口に来るのは、人間関係の相談など、そういったものが多くなっております。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 これからは市民なんでも相談室で、もう少ししっかりと行くと

というような考え方なんですか。

○**工藤健委員長** 市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** 先ほど申し上げましたとおり、犯罪被害者等支援の体制はつくっておりまして、あともう既に関係機関——警察、あおもり被害者支援センター、それから、その他の関係機関等と連携は取っているという状況にあります。県が、いわゆるワンストップの窓口としても役割を果たしておりまして、それに参画して活動しておりますけれども、その一翼を担う部分として、この条例の中ではっきり根拠づけ、明記するといった部分が今回の条例制定の趣旨になっております。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「マイナンバーカードの特急発行について」報告を求めます。市民部長。

○**佐藤秀彦市民部長** それでは、マイナンバーカードの特急発行について御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

令和5年6月9日に一部改正されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法ではありますが、この改正のうち、マイナンバーカードの交付を速やかに受ける必要がある者が、市町村を経由せず、地方公共団体情報システム機構からカードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる規定が、本年12月2日から施行されることに伴いまして、新生児、それからカード紛失時等、特定の要件を満たした方を対象に速やかにカードの交付を実現する仕組み、いわゆる特急発行というのが開始されます。

「1 開始日」であります。令和6年12月2日月曜日の申請分から開始となります。

「2 対象者」であります。1歳未満の方、国外から転入する方、カードを紛失し再発行を申請する方、住民票に新たに記載された方、中長期在留者の方、カードが失効し再発行を申請する方、カードが焼失もしくは著しく損傷、または機能が損なわれて再発行を申請する方、マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった方、刑事施設等に収容されていた方が対象となります。

なお、1歳未満の方につきましては、出生届と同時申請が可能となります。また、同法の改正より12月2日以降に申請された1歳未満の方のカードは、特急発行にかかわらず、全て顔写真なしのカードとなりますことから、申請の際には顔写真が不要となります。

次に、「3 送付見込み」であります。申請日から原則1週間以内、最短5日で、カードを作成している地方公共団体情報システム機構から直接送付するという形になります。

最後に、「4 特急発行手数料」であります。手数料についてはマイナンバー

カードを発行する地方公共団体情報システム機構の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく手数料の額を定める規程によりまして定められているものであります。今回の特急発行に係る手数料は、「2 対象者」として御説明申し上げましたうち、No. 3 のカードを紛失し再発行を申請する方、No. 6 のカードが失効し再発行を申請する方及び No. 7 のカードが焼失もしくは著しく損傷または機能が損なわれ再発行を申請する方が必要となりまして、金額は1800 円と定められております。電子証明書を同時に発行した場合は電子証明書発行手数料 200 円と合わせまして 2000 円となります。ただし、いずれの対象者区分におきましても、天災その他本人の責めによらない場合は無料となります。

説明は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 ちょっと分からないので教えていただきたいのですが、「2 対象者」の No. 6 のカードが失効し再発行を申請する方で、本人の責めによらない場合とはどういう場合ですか。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 カードが失効してしまった、つまり、その期間を過ぎたものです。ケースとしてはかなり少ないのですが、例えば、DVの関係でカードを置いたままその場から離れてしまった方ですとか、そういった場合は、そのカードがもし失効していれば新たに作成するなど、基本的には前の番号を引き継がずに新しい番号を付与して作るという対応になりますけれども、そういった場合などが具体例の一つとして挙げられます。

○工藤健委員長 山本委員。

○山本武朝委員 この特急発行に関してですが、12 月 2 日から開始するということは、健康保険証を新たに発行しないという、それに合わせたものなのかなと感じております。その点の確認と、特急発行というのは、市町村を経由せずに行うと、1 週間ぐらいで発行できて、手数料は頂きますということですよ。通常であれば、たしか 1 か月近くだと思いののですが、ただ、市町村経由を発行せずと言っても、あくまでもこの特急発行を受け付けるのは市の市民課の窓口でよろしいですよ。

○工藤健委員長 市民部長。

○佐藤秀彦市民部長 まず、12 月 2 日の対応は健康保険証のタイミングと一緒にですが、要はマイナンバーカードがすぐに必要な方——通常ですと、委員がおっしゃるとおり、大体 1 か月程度を要するといったものですが、これまで再発行の場合も通常の申請ですと、同程度の期間がかかっていたのですが、マイナンバーを活用する場面が出てきた中で、持っていない期間が長いことによって不利益を被ることがないようにというのが背景にあるものです。

そして、通常期間が 1 か月、それを 1 週間に短縮、そして受付の窓口は、やはり

本人確認が必要になりますので、必ずその市の窓口で受付をします。受け付けた場合は、特急発行を希望されるという意志を確認した上で、市の職員がその特急発行を申請するフォームに直接打ち込んで、そのデータが J-L I S に飛びます。そこから今度は御本人のほうへ直接送付されるということで、通常の場合は出来上がったカードが市に戻ってまいります。そこからまた通知して受け取っていただくといった形を取りますので期間を要しますが、J-L I S の仕事を早め、なおかつ本人宛に直接郵送するということで期間を短縮するという内容になっております。

○工藤健委員長 ほかにありますか。万徳副委員長。

○万徳なお子副委員長 要望ですが、「4 特急発行手数料」について、送付は1週間以内とここには書いてありますが、遅れてしまっても返金はないということですので、そのことは受付のときに、やっぱり言うておいたほうがいいのではないのでしょうか。特急と言いながら、実際やってみないと分からないわけですから、お金は返りませんよということは知っておかないと、後でもめるのではないかと心配しています。要望です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「ホタテガイ生産の現状について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 ホタテガイ生産の現状について、御報告いたします。お手元の資料を御覧ください。

初めに、1の海水温の状況であります。令和6年11月6日から11月10日までの青森市沿岸に最も近い青森ブイの水深15メートル層の平均水温は17.5度となっており、昨年同時期と比べまして0.8度低くなっております。また、平年同時期との比較では1.1度高い状況となっております。

今年は高水温期間がかなり長く、稚貝は現在、疲弊した状態であると考えられますことから、市及び青森県産業技術センター水産総合研究所におきましては、漁業者の方々に対しまして、稚貝の分散作業を行うに当たりましては、ホタテガイの外殻膜、いわゆる「ひも」と呼ばれている部分が、貝殻の外側まで成長している状態を確認してから作業を行うこと、養殖籠1段当たりの収容枚数が多い場合には、成長悪化やへい死につながる場合がありますことから、適正な収容枚数——1段当たり10枚から20枚となりますが、これを心がけて作業を行うことなどについて指導を行っているところであります。

次に、2のホタテガイ生産量及び生産額につきましては、今年1月から10月までの生産量は、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合の合算で2433.8トン、生産額は6億8059万3000円となっております。これは令和4年の採苗不振の影響があった昨年同時期の生産量5510.2トン、生産額13億2239万5000円と比較いたしますと、減少している状況にあります。

次に、資料 2 ページ目を御覧ください。

3 の令和 6 年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査の実施状況であります。こちらの調査は陸奥湾沿岸の各漁業協同組合が主体となりまして、県や市町村が協力して毎年実施しているものであります。今年度につきましては、本市管内では令和 6 年 11 月 5 日から 12 日までにかけて、養殖中の新貝——令和 5 年産貝及び稚貝——令和 6 年産貝の育成状況調査が行われております。結果につきましては、青森県が集約の上、令和 6 年 12 月頃の結果の公表を予定しております。

以上、ホタテガイ生産の現状であります。今後の状況につきましては、当常任委員会におきまして随時報告させていただきます。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市教育振興基本計画の策定及びわたしの意見提案制度の結果の公表について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 青森市教育振興基本計画の策定及びわたしの意見提案制度の結果の公表について、御報告いたします。

本計画につきましては、令和 6 年 8 月 20 日に開催されました文教経済常任委員協議会に素案を報告させていただいたところであり、その後、9 月 2 日から 10 月 1 日までわたしの意見提案制度を実施したところです。

そして、去る 10 月 16 日に教育委員会定例会を開催し、本計画を策定いたしました。

資料 1 の計画の概要を御覧ください。

素案からの変更点を御説明いたします。資料の上段を御覧ください。計画のサブタイトルを「夢と志をもち 青森の未来を拓く 人づくり」といたしました。

教育とは人づくりであり、夢と志を授け、その子どもたちや市民の方、みんなが青森の未来を開いていこうとの思いを込めたものであります。

また、素案からの変更はありませんが、下段右側に各基本施策のうち、新規・拡充した主な施策の展開を記載しております。

次に、資料 2、青森市教育振興基本計画であります。表紙には先ほど御説明いたしましたサブタイトルを記載しております。

4 ページを御覧ください。

計画期間の下に、本計画や関連する他の計画の期間の推移を記載いたしました。

6 ページを御覧ください。

SDG s の理念を踏まえた各種施策を展開していく旨を記載し、これに伴い、次ページ以降の各施策と関係がある SDG s のアイコンを施策ごとに掲載いたしました。

18、19 ページを御覧ください。

施策ごとに指標を設定いたしました。指標の一部は総合計画前期基本計画と共通する指標となっております。

資料3、『青森市教育振興基本計画（素案）』に対する意見募集の結果について」を御覧ください。

わたしの意見提案制度に基づき提出された意見はありませんでした。

青森市教育振興基本計画の公表につきましては、11月28日木曜日から12月27日金曜日まで、素案と同じ27か所で縦覧することとしているほか、市のホームページでも公表することとしております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市指定文化財『又八沼に生息するシナイモツゴ』の生息状況について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 青森市指定文化財、又八沼に生息するシナイモツゴの生息状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

まず、青森市指定文化財、又八沼に生息するシナイモツゴの概要となりますが、シナイモツゴは、全国的に絶滅が危惧される希少な淡水魚で、本市が自然分布の北限と考えられており、生物的な価値のみならず、以前は地元住民に沼チカと呼ばれて食されるなど、歴史的な価値も高いことから、平成12年10月31日に青森市指定文化財の天然記念物に指定し、その管理団体には、油川地区の各町会長を中心に構成されるシナイモツゴを守る会を指定したところであります。

次に、又八沼へのモツゴの混入につきましては、令和2年8月、本市水産振興センターによる生息調査により、又八沼から本県には自然分布しないモツゴと思われる個体が発見され、DNA分析によって、モツゴであることが確認されました。

モツゴは関東以西を中心に生息する日本の在来種であります。本県には自然分布しないことから、国内外来種とも呼ばれております。

シナイモツゴの生息地にモツゴが混入した場合、次第にシナイモツゴからモツゴへと種の置き換わりが進み、最終的にシナイモツゴは絶滅することが知られております。

なお、シナイモツゴを守る会が令和3年度及び令和4年度に合計48回行った又八沼での生息調査結果によりますと、シナイモツゴ5.4%、モツゴ94.6%となっており、シナイモツゴの生息数が激減し、絶滅寸前のところまできている状況が明らかになりました。

令和5年度の取組状況といたしましては、又八沼へのモツゴの混入及びシナイモ

ツゴの生息数の減少の状況を踏まえ、令和5年8月19日に淡水魚の専門家である弘前大学名誉教授であり、シナイモツゴを守る会顧問でもある佐原雄二氏が主体となり、モツゴの駆除とシナイモツゴの保護を目的とした又八沼の水抜きが行われました。

その後、11月11日には、水位が回復した又八沼と、県立青森中央高等学校の人工池にシナイモツゴが放流されたところです。

令和6年度 of 取組状況といたしましては、令和6年5月2日に、中央高校の人工池で、シナイモツゴの産卵が多数確認されました。その様子は、資料の写真にありますとおり、粒状に見える一つ一つがシナイモツゴの卵となっております。

その後、10月10日にはふ化した稚魚のうち、約100匹が又八沼に放流されております。

一方、今年度又八沼で実施された合計13回の生息調査では、今年生まれた個体を含むシナイモツゴ7匹が確認され、昨年放流した個体が無事に越冬し、繁殖・ふ化するなど、順調に回復していることがうかがえました。

とりわけ、生息調査において、モツゴが確認されなかったことは、令和5年に行った沼の水抜きの成果といえます。

今後につきまして、教育委員会としましては、又八沼に生息するシナイモツゴを貴重な文化財として維持していけるよう、シナイモツゴを守る会や青森中央高校等が行う様々な保護活動に対しまして、引き続き協力してまいります。

報告は以上であります。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 平成12年10月31日に青森市指定文化財——天然記念物の指定文化財にさせていただいてから、ずっと油川市民センターまつりではシナイモツゴを展示していました。それが、いつのときからか、違うものを知らずに展示していた可能性があるというのが今回の報告で分かりました。

それで、知識のないシナイモツゴを守る会には、そういうことが分からないので、指定文化財になったときからの顧問である佐原先生、それから、青森北高校校長だった高谷先生、現在は再任用で青森中央高校の教諭ということなので、いろいろ青森中央高校と出てくるのですが、この方が中心となってシナイモツゴを守る会にアドバイスをされ、さらにその人たちの人脈で、滋賀県立琵琶湖博物館の先生及び長野大学の淡水生物研究所の先生が協力体制を取り、文化遺産課の皆さんが昨年プロジェクトチームをつくって、水抜きを行っています。そのときは西市長、それから工藤教育長、教育委員会事務局教育部長、教育委員会事務局教育次長、その他のメンバーが水抜きに視察に来ていただき、西市長に至っては、又八沼の真ん中に板を置いたんですが、その中にまで来ていただいて、すくっている状況などを見ていただきました。

そしてプロジェクトメンバーの方には声をかけてくださって、市のトップの方が来てくれたということで、活動されているメンバーも絶対に絶滅させないという力が入りました。やっぱり、トップが来て激励などをしてくれると全然意気込みが違ってくるというものがあります。

そのまま佐原先生とか高谷先生、文化遺産課の課員の皆さんに協力していただき、油川小学校、油川中学校、それから油川の地域の皆さん、それから青森中央高校の生徒の皆さんも環境学習に何回か参加していただいて、シナイモツゴを守る会のバックアップをしていただきました。途中で、あとはいいよとなると、そこで止まってしまうのですが、この指定文化財、天然記念物をなくさないために、いろいろな組織が動いたのではないかと私は感じました。

特に文化遺産課の課員の皆さんに関しては、休みの日なども観察に来てくれたり、案内板なども直してくれたというのがありましたので、すごく感謝をしています。

今後、絶滅の危機は脱したんですが、まだまだ予断を許さないところがあるので、ここで終わらず、シナイモツゴを守る会に御指導・御協力をしていただければと思います。農林水産部と教育委員会が関わります。両方の部長も教育長もいらっしゃいますので、今後とも、よろしくお願いします。本当にありがとうございます。

以上です。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 質疑なんですが、絶滅する寸前で分離できてよかったと思いますけれども、混入した根本的な原因というのは分かっているのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○大久保綾子教育委員会事務局教育部長 担当課から答えさせます。

○工藤健委員長 お願いします。

○児玉大成文化遺産課主幹 文化遺産課でございます。

これは推測ですが、例えばホームセンターなどで市販されているモツゴを飼えなくなった方があそこの沼に行けばモツゴがいるなということで、そこに放たれた可能性があると考えられます。又八沼自体は行き止まり状態なので、自然にそこに入ってくるという状態は考えにくいので、人為的な原因だと考えております。

○工藤健委員長 小熊委員。

○小熊ひと美委員 そうすると、いろいろやっていますが、もうちょっと沼に絶対に放さないようにというようなことも、市民に周知していくということが必要かなと思います。よろしくお願いします。

○工藤健委員長 柿崎委員。

○柿崎孝治委員 それに関しても、ロープを張って、放流しないでくださいなど理由を書いてあるんですが、やっぱりそうやって何でも放す方がいます。今出てこなかったですが、宵宮などで昔売っていた亀とかそういうのも多く出てきていると

いうのもありますし、とにかく目を配らせていかないといけないと思いますので、入り口にはロープを張っています。そして、沼の周りにも、ロープを張って放流しないでくださいと、ところどころに書いているんですが、放流に来た人はそれを絶対に見ません。見たら声がけしていきたいです。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** シナイモツゴ 5.4%、85 匹、モツゴ 94.6%、1503 匹を確認して、これはあとどうなったんですか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 先ほどお話ししましたとおり、モツゴはまず確認されていないことが一つです。シナイモツゴのほうは、今、青森中央高校の人工池で育ったシナイモツゴを又八沼に放流したり、それから今、文化遺産課の花壇を水槽に直したところに放しておりますので、その育ったシナイモツゴを又八沼のほうに放流していくということになります。

○**工藤健委員長** 小倉委員、今まで生息していたモツゴはどうなっているかということですね。

○**小倉尚裕委員** そうです。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 今まで生息したものは水抜きをしたときに、シナイモツゴを守る会の人たちの水槽にまず預かって、それを青森中央高校と……

○**工藤健委員長** いや、駆除されたほうのモツゴのほうです。

〔小倉尚裕委員「そうです。1503 匹」と呼ぶ〕

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** モツゴですか。駆除されたモツゴはですね、一部、そのときにいた方で食しました。

〔「食べた」と呼ぶ者あり〕

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 今、乾燥して粉末にしたりして肥料にしたものを、中央高校の土のほうに入れて今後使うことにしています。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** この 1503 匹は別にして、これは放したのではないんですね。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** モツゴはそのまま駆除されています。

○**工藤健委員長** 小倉委員。

○**小倉尚裕委員** 分かりました。1503 匹は放すのではなくて——今、又八沼にはシナイモツゴだけ。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 在来種はシナイモツゴ以外にもいますが、モツゴは今のところ確認されていないです。

○**工藤健委員長** 柿崎委員。

○**柿崎孝治委員** それでいいです。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「ブックリサイクルフェアについて」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**大久保綾子教育委員会事務局教育部長** 今年度実施いたしましたブックリサイクルフェアについて御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

市民図書館では、令和5年度に除籍した図書及び雑誌のうち再利用が可能なものにつきまして、市民図書館利用者に無償で譲渡するブックリサイクルフェアを実施することといたしました。

開催日時は、令和6年10月27日日曜日及び11月9日土曜日のいずれも午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後3時までの時間で市民図書館8階会議室を会場として、市民図書館の利用登録者を対象とし、譲渡冊数は1人当たり5冊以内として実施いたしました。

当日は、午前中については混雑が見込まれたため、入場整理券を配付し、1回当たりの入場者を10名、20分で交代するという制限を設けました。

当日の入場者数は、10月27日が150名、11月9日が112名、合計262名でありました。

会場に設置した資料数は、10月27日が2446冊、11月9日が2146冊、合計で4592冊であり、このうち、譲渡した冊数は、10月27日が133名に対し562冊、11月9日が100名に対し420冊、合計233名に対し982冊でありました。

なお、今回の開催に先立ち、本年7月から8月にかけて譲渡を希望する小・中学校合計11校に707冊を、本年10月から11月にかけて福祉館及び児童館など合計21館に160冊を譲渡したところであります。

来年度につきましては、今年度の実施状況等を踏まえ、開催することとしております。

報告は以上でございます。

○**工藤健委員長** ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について御報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導施策推進の参考とするため、毎年度、全国の小・中学校等を対象に、児童・生徒の暴力行為、いじめ、不登校等について調査し、その結果を公表しているものであります。

先般、10月31日に文部科学省から全国の調査結果が公表されましたので、令和5年度における青森市の公立小・中学校の概要について、全国・青森県と比較する形で御報告いたします。

配付資料1ページを御覧ください。

不登校の児童・生徒数につきましては、小・中学校の合計で611人となっており、令和4年度と比較すると87人増となっております。

不登校児童・生徒611人のうち、令和5年度中に登校できるようになった児童・生徒の割合につきましては、小学校が70.3%と全国より39.7ポイント高く、中学校は70.4%と全国より40.4ポイント高くなっております。

1000人当たりの不登校児童・生徒数につきましては、小学校では17.9人と全国より少ない状況にあり、中学校では63.5人と全国・県より少ない状況にあります。

現状の考察につきましては、本市の不登校児童・生徒数はコロナ禍の影響等により、全国同様増加傾向にあります。一方、登校できるようになった児童・生徒の割合は、全国の約30%に対して本市は約70%と大幅に高い割合となっており、また、1000人当たりの不登校児童・生徒数については、小学校、中学校ともに全国よりも少ない状況となっています。これらは、個別のプログラムによる支援や関係機関との連携、教育相談会の実施などによる支援の成果と考えていたところであります。

今後の対策につきましては、今年度からは不登校対策として、また、新たな不登校を生まない対策として、全小・中学校に設置した校内教育支援センターにおいて、個別のプログラムや関係機関との連携による支援の充実を図っていくこと、校内教育支援センターによる支援の成果と課題を明確にし、さらなる支援の充実を図っていくことが必要であると考えております。

次に、配付資料2ページを御覧ください。

いじめにつきましては、令和5年度の小・中学校のいじめの認知件数は、小学校1581件、中学校544件、計2125件となっており、令和4年度より360件の減となっております。

いじめの解消率につきましては、78.5%と、令和4年度より2.3ポイントの減となっております。

いじめが解消した状態とは、3か月間いじめがない状態が続いていることとなっておりますことから、1月から3月までに認知したいじめにつきましては、当該年度では解消していないものとして扱うこととなります。

なお、令和5年度に認知したいじめについて、本年度1学期末時点での解消率は97.3%、10月末時点では99.4%となっており、残りの13件については、解消に向け児童・生徒の指導を継続しているところであります。

1000 人当たりのいじめの認知件数につきましては、小学校が 135.2 件、中学校が 85.9 件と、小・中学校ともに全国・県よりも多くなっております。

現状の考察につきましては、いじめの認知件数については、青森市いじめ防止対策マニュアルが浸透し、昨年に引き続き学校による積極的な認知や組織的な対応がなされており、解消率も 80%前後で推移しております。

そのような中、認知件数が昨年度よりも減少していることについては、夢や志を持たせる教育活動を推進し、授業や学校行事等において、児童・生徒一人一人のよさや可能性の伸長を支えてきたことにより、いじめが起こりにくい風土が醸成されつつあるものと捉えております。

一方、いじめ防止対策推進法やガイドラインについての理解が深まっていることや、不登校の増加に伴い、保護者からの不登校重大事態を訴えるケースも増えつつあります。

今後の対策につきましては、校内のいじめ防止等対策委員会による未然防止、早期発見、早期対応、夢や志を持たせる教育活動の一層の推進を図っていくこと、子どもの健やかな成長と笑顔を支えるための 7 か条などを活用して学校・家庭・地域、さらには関係機関との連携の一層の充実を図っていくことが重要であると考えております。

最後に、配付資料 3 ページを御覧ください。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊を含め、発生件数は、小・中学校の合計で 295 件となっており、令和 4 年度と比較すると 136 件の減となっております。

また、1000 人当たりの暴力行為の発生件数につきましては、小学校が 18.5 件、中学校が 12.5 件となっており、小・中学校ともに全国より多く、県より少なくなっております。

現状の考察につきましては、暴力行為について、小・中学校ともに全国より高い傾向にあります。この傾向については、いじめの積極的な認知等によるところと考えられます。

一方、昨年よりも少なくなっていることについては、不登校対策として実施しているきめ細かな指導・支援や、夢や志を持たせる教育活動の推進によるものと捉えております。

今後の対策につきましては、引き続き、児童・生徒へのささいな変化を見逃さず、きめ細かな指導・支援を行うことや、夢や志を持たせる教育活動を推進していくこと、報告を受けている案件の中には、発達障害等の障害を背景とした二次的な問題として暴力行為が起こっているケースも見られていることから、校内支援委員会を中心とした特別支援教育の充実を図り、特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細かな支援を行っていくことが重要であると考えております。

教育委員会といたしましては、不登校やいじめ、暴力行為等、生徒指導上の諸課題については、相互に関連があるものと考えており、引き続き、小・中学校が家庭

や地域、関係機関との連携を図りながら、諸課題の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止に努めるとともに、夢や志を持たせる教育活動を推進し、児童・生徒一人一人が充実した学校生活を送れるよう、各学校を支援してまいります。

報告は以上となります。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありませんか。小熊委員。

○小熊ひと美委員 1 ページ目の不登校の生徒が復帰した割合が約 70%と大変高く、努力されていると思いますが、その内容というのは、例えば、今、不登校生徒がいるための教室をつくったりなど、そういう制度があって、学校に戻ってくる生徒が多いということになるかと思うんですけれども、本当は教室にちゃんと通えるようになるのが1番だと考えます。その辺の割合というのは調査されているんですか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 教室に復帰する割合ですが、委員がおっしゃった校内教育支援センターというのは今年から設置しているものです。昨年までは、まず、個別のプログラムと関係機関による支援、そして教育相談会、これを中心にやってきて復帰率が約 70%ということです。

今年度から設置した校内教育支援センターについては、家から教室に入る一歩手前、あるいは逆に不登校になる一歩手前として、支援センターに行く、この2つの役割を持っているということになります。

今年 10 月の数字ですが、まず、425 人 61 校でこの部屋を利用しています。求められたものと違う数字もお話しさせていただきますが、425 人のうち 186 人が、それこそ昨年度不登校であった子どもが学校に来るようになったと。昨年約 600 人が不登校になっていて、中学校三年生が卒業して、500 人ぐらいが昨年不登校だったと。そのうち 186 人が学校にいるという状態。残りの 239 人が教室から家庭に——不登校になる手前で持ちこたえているという状況でした。

戻りますが、425 人が利用して、そのうちの 240 人が教室に復帰するというふうな状況にあるということでもあります。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 不登校の復帰のパーセンテージでいくと、例えば、小学校だと令和 3 年が 21%、中学校もですが令和 4 年からすごく復帰率が高くなっています。これは考察でお話された個別のプログラムや教育相談会がスタートしたからという理解でよろしいですか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 そのように考えています。

個別のプログラムをつくるときには必ず保護者と面談をします。可能であれば、子どもとも面談をします。そして、子どもにとって何ができるのか、親にとって何

ができるのか、では学校は何ができるかということをも十分話し合っ、もちろん、話し合いが成立しない、そういう御家庭もありますが、できる御家庭に関しては、全てそれをして、現場の先生方が取り組んでくれた成果だということに考えていました。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 喜んでいい数値なのだと思いますが、この数字だけ比較してみたときに、不登校の復帰率は令和3年から令和4年にかけて、かなりよくなっているんですけども、3番目の暴力行為の発生件数を見ると、小学校・中学校とも、令和3年から令和4年、結構増えているんですね。不登校の復帰率と暴力の件数はどういう関連性だろうと考えてはみたんですが、やっぱり学校という子どもの居場所を考えたときに、無関係ではないだろうなと。ではどう無関係ではないのかというのが言語化できてはいないんですけども。

不登校だった子が復帰し、でも反面、暴力は増えているというのを教育委員会としてはどういうふうに捉えていますか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 先ほど理事が申し上げましたが、3つのそれぞれに関しては、相互に関連性はあるものだろうというようには考えています。不登校と暴力行為が——委員が御質疑くださったように直接的な関係というよりも、やはり、暴力行為の数値が高まりつつあるというのは、我々の推察ですけども、先ほども申し上げましたが、やはり、いじめの認知が積極的に行われているということがまずあると思います。例えば、軽くたたかれた、これがいじめの対応の中では、からかいなどの次に多くて、そしてひどくたたかれたというのが次に多いです。これは、それこそ暴力行為に入ってくると。

ですから、本市の場合はいじめの積極的な認知が行われていて、認知件数が高いので暴力の数字も高くなるということ、そして、それをそのまま数字に表現しているということになります。

そして一方では、特別な支援を要する子どもが増えてきて、そういう学級も増えています。先ほど申し上げたように、二次的なものとして、そういうのも増えているというふうなことになっていて、1番推察できる部分としてはこの辺かなというように考えています。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 この数値から見えてくるものと見えてこないものがあると思うので、何を言いたいかとまとまてはいないのですが、現場の実態を精査していけたらなと思います。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 今のことに答えします。今年度も積極的に生徒指導上の学校

訪問と、そして特別支援に関する学校訪問を行っていますので、現場の声を十分聞きながら、委員がおっしゃったような視点——不登校と暴力行為の関連性がお互いにあるとは思ってはいたんですが、その辺にどのような関連があるかも含めて、現場の声を聞きながら、考えていきたいと思います。

以上です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「第2回あおもりボランティアDAYについて」報告を求めます。教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 第2回あおもりボランティアDAYについて、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

教育委員会では、国が示した第4期教育振興基本計画に基づき、本市の児童・生徒を持続可能な社会の創り手として育成するとともに、児童・生徒のウェルビーイングの向上を図るための教育活動の一つとしてボランティア教育を推進しているところではありますが、その一環として青森市内公立全小・中学校において同一日に、家庭・地域、関係機関と連携して、地域社会で取り組むボランティア活動を行うこととしたものであります。

第2回あおもりボランティアDAYは青森市小学校長会、青森市中学校長会の主催の下、11月15日金曜日に行われました。

主な活動内容につきましては、廃品回収、地域の清掃活動、募金活動などが行われ、市内の小・中学生がボランティア活動に取り組みました。なお、各校の活動概要につきましては、配付資料2枚目を御覧ください。

教育委員会では今年度行われた各校でのボランティア活動を賞賛し、励ますことを趣旨として、令和7年1月9日木曜日に第2回あおもり夢・志・挑戦アワードを青森市役所駅前庁舎5階AV多機能ホールで開催する予定としており、今後においても、各小・中学校においてボランティア教育が推進されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告についての御質疑、御意見等ありませんか。万徳副委員長。

○万徳なお子副委員長 この1月9日のアワードは私たちも見学させていただくことはできますか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局理事。

○武井秀雄教育委員会事務局理事 もちろん見学できますので、見学していただければと思います。

○工藤健委員長 万徳副委員長。

○万徳なお子副委員長 称賛するというのが、私自身とても引っかかっている、ただ、今日の青森市教育振興基本計画の9ページにも「児童生徒の活動や活躍を賞賛する場を意図的に設定し」と、しっかり書いているんですね。意見を出せばよかったなと今思っているんですけども、本来、ボランティアは大人社会の中では称賛されるということや、見返りを求めるものではないじゃないですか。ただ教育なので、ボランティア文化の継承とか、社会奉仕の精神の育成のために動機づけとして必要だという趣旨は重々分かるのですけれども、あおりすぎないようにと心配になるわけです。老婆心なのかもしれませんが、ボランティアを強制されたということで大人社会への不信につながらないように配慮をお願いしたいなということを要望いたします。

○工藤健委員長 ほかにありますか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 私は15日、他の団体の要請で北小学校・中学校のボランティアの見守りと指導ということで参加いたしました。北小学校・中学校は奥内から後潟まで関係する3つの駅があるのですけれども、その清掃活動をしていたわけですが、後潟などでは昔から子どもの頃から大人との関わりがあって、駅の清掃活動をしていたそうですが、指導する人たちもいなくなり、子どももいなくなってしまったということで、警察のリトルJUMPチームが後潟駅と奥内駅の清掃活動をコロナの前まで行っていたということがありました。

それで、最近なくなっていたんですが、やっぱりきっかけがあって復活することができて、たぶん学校のほうでも何をすればいいのかということを探索したと思います。それで、最初は中学生だけが参加して、小学生は授業の関係で遅れてきたんですが、私が見ていて中学生は、少しだらけてきたなと思っていたら、小学生が来たら何だか急に動き出しました。やはり中学生もプライドがあるので、一緒になって動き出して、青森駅からも何人か見えていたんですが、絶賛していたとまではいかないのですけれども、やはりその活動というのは、とても大切だと思います。

そのきっかけをつくるというのも必要だと思います。なかなか今、子どもも少ないので、子どもだけでボランティアをするというのも少し難しいところがあるんですが、そのきっかけをつくるのにはよかったと思います。

ただ、1つ感じたのは、ほうきなどが準備されていたんですが、ほうきの数はあるけれども、役割をなしていないほうきもあり、掃除ができないんじゃないかというのがあったので、きちんと掃除ができるかというのを一応確認していただいて、使えるほうきなども準備していただけないかなと思いましたから、今後とも、小・中学生が参加していて、いろんな部分で経験を積んで活躍できると思うので、ここに活動の内容などがありますが、他校のボランティア活動なども事例として見せたり、こういうのをやっているなどということで、自発的にできるようになればいいなと思います。

以上です。

○**工藤健委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 2回目のボランティア活動、本当にありがとうございます。昨年、発表の場に私も行かせていただいて、素晴らしい活動の2回目がこうやって実施していただきました。

こうして61校、きちんと全校活動を行っている、この表に表れています。ありがとうございます。

ちょっと個別のことを聞きたいのですが、募金活動というふうは何校かあるんですけども、この時期だと、赤い羽根かな。どういう目的の募金活動だったのでしょうか。

○**工藤健委員長** 教育委員会事務局理事。

○**武井秀雄教育委員会事務局理事** 今、委員からもありましたが、赤い羽根共同募金を中心に行ったものであります。

○**工藤健委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** ありがとうございます。

私は教育の部分で、やはりいいものはいいと積極的に評価して、声に出す。さっき一部委員からは違う意見がありましたが、私は自己肯定感が増す意味でも、どんどんしゃべって、いいものはいいと、そのように言ったほうがいいと思います。評価を称賛する会議も——1月9日ですね、参加したいと思いますので、よろしくお願いします。

○**工藤健委員長** ほかにありますか。相馬委員。

○**相馬純子委員** ボランティアの捉え方は、個々人の価値観が関わることなので、とても難しいと思うんですけれども、10月31日に、現場の先生たちとの懇談会があって、出席してきたのですが、そこで出た御意見をお伝えします。

ボランティアについて、その懇談会に来ていた現場の先生たちには大変不評というか、御立腹されている方がほとんどでした。これはおかしいんじゃないかと。その理由の一つは、やはり先ほど万徳副委員長がおっしゃっていたボランティアというのはやらせるものではないし、やらされて称賛されるものでもないのではないかということが、その理由の大きなところなんです。こういう認定証というのを、先生たちは作成して、賞状を子どもに渡すのかな。これも大変な作業だということで、その認定証の例示の中で、家でのお手伝いというのが例示されているんですが、家庭でのお手伝いはボランティアではないという御意見もあって、本来のボランティア精神を育むことにつながっているのかどうかという疑問が多く、先生方から出されたということをお伝えします。

私も様々思うところはあるのですが、現場に行ったときに、ボランティア活動に中学校で取り組んで、ボランティア活動を通して、保育士になるという夢を見つけて、その夢に向かって頑張って保育士になって働いている男子中学生の例を知っている、よい面もあると思いますけれども、進め方にはさっきも言った現場の

声と、子どもたちにとって強制にならないような形でというのを模索していただけるといいかなと思います。

以上です。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 様々な御意見を頂きましたが、学習指導要領の中には、特別活動の中に奉仕的行事というものがあまして、必ずやらなければならないと、未履修があっては行けないと、そういうものとして定められています。

そのようなことがあまして、校長会が主体となってあおもりボランティアDAYを校長会が設定してくれたということでもあります。現場の校長先生方が責任を持って、奉仕的行事、そしてそれをボランティアとして、子どもたちにやっていただきたいということで設定されておりますし、見ていただいたと思いますが、PTAも後援しています。PTAと教育委員会と校長会と、一緒になって子どもたちにそういう心を育成したいと、そういう思いでやっているものがこの取組です。

そしてまた、教育振興基本計画というのがありますけれども、委員の皆さんも御存じだと思いますが、2つのコンセプトは、持続可能な地域の社会の担い手をつくることです。例えば、今見ていただきましたが、61校全て地域社会に出て活動しています。そして柿崎委員からもありましたが、駅に出かけたり、様々なところに出かけて行っています。

社会の担い手を育成しようというときに、我々は一体何ができるか。議会でも、何々教育をたくさんやりなさいとおっしゃいますが、社会の担い手を育成するという意味では、この活動は極めて有効だと考えています。

そしてもう一つのコンセプトは、ウェルビーイングの充実です。子どもたちが社会に出て活動をして、そして、地域社会の大人に褒められる。その結果としてウェルビーイングが発生する。多様な子どもが増えてきている中で、そういう機会が意図的に設定されなければ、なかなかこの2つを同時に実現することはできないのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、教育振興基本計画の2つのコンセプト——社会の担い手づくり、ウェルビーイングの充実、これを同時に達成できるというふうな活動として、今取り組んでいます。

新しい取組については様々な御批判を頂きます。例えば、校務支援システムをつくったときにも、それからICTの端末を導入したときも、様々な御批判も頂きましたが、それは今現在、全て先生方の道具として、あるいは子どもたちの道具として、必要不可欠なものであります。

今、仮に子どもたちを本当に社会の担い手として育成しようとするのであれば、この教育もまたそういうものの一つになっていくのではないかなと思いますので、現場も我々もそういうつもりでやっておりますので、また様々な課題、あるいは成果を精査しながら取り組んでいきますので、どうか御理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○工藤健委員長 ほかにありますか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 私は柿崎委員の活動、例えばライフワークで行ってきた油川地区等も含めて、浪岡地区というので考えれば、私は浪岡八幡宮という神社があって、1日、15日には神社にお参りをして、周りを清掃するということを、ずっとやってきました。議会などがあつたり、そういうときは別ですが、地域と関わっていく中で奉仕というのは何なのかというふうな面で、例えば、私はずっと浪岡八幡宮に関わってきました。そういうように、神社の周りを清掃するというのは、地域の方がみんなで行って来ました。例えば、商店街で雪が降って、通学路を確保する。これはやっぱり、商店街の方々が子どもたちの通学路を7時半前には通そうということで行って来ました。これは、地域で行ってきた奉仕なのだと思います。ある意味で、自分たちの地域をつくっていくということを当然、私は子どもたちにも体験して知っていただくということがやっぱり必要だと思うんです。例えば、浪岡交流センターあびねすという施設にはりんごの園地もあって、ここでは浪岡養護学校の生徒が、りんごの生産活動を行っています。こちらで、送迎をすれば、駅周辺をデレキを持って養護学校の生徒たちが清掃活動し始めました。それを見て、今度は地域の方が清掃活動を自主的にやってくれました。そういうのを、中学生・高校生の生徒はやっぱり見えています。

そういうふうな中で、ボランティアと言えそうですが、やはり奉仕というのは、日本の文化としてできたのだと思います。それを行ってきたものを評価するというのは、私はやはり評価すべきだと思います。今までは暗黙の了解で行ってきたのが、いつの間にかシルバー人材センターにお金を払って対価で行っていただくなど、何かそういうふうな感じになってきて、ボランティアというの、ある意味で有償で対価をいただくというのは、当然になってきて、何か違うんだよなと思っていました。

柿崎委員の活動を見てもやっぱりボランティア——奉仕というのはもともと行ってきた活動であり、それを学校の教育の現場で正しく評価をしていくというのは、これからの教育の評価としてはやはりあるべきだと、私は思います。

○工藤健委員長 ほかにありますか。山本委員。

○山本武朝委員 先ほど教育長の御決意をお聞きしました。教育はやはりきっかけだと思います。また、行動して進む。一部の活動の御紹介も大事だと思います。運用上うまくいっていないこととか、そこは様々な声を聞いて、改善していくということで、様々なきっかけづくりの大切な教育の場ありますので、このボランティア活動、今後とも、私は注目していきたいと思います。よろしくお願いします。

○工藤健委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ありませんか。柿崎委員。

○柿崎孝治委員 アリーナに関してです。

先週の土曜日、子ども議会があり、何を話題にするのかと思ったら、いろいろ場所が出てきたのですが、やっぱり新しいアリーナで、キッチンカーなどのいろいろなお話が出ました。

アリーナというと、今年7月にできたばかりですから、今後、吉幾三さんのコンサートもあるということで、スポーツ以外のことにも使われるということでした。そのコンサートで吉幾三さんはかなりお客さんを集めると思うんですが、そういうことに使われることによって、今後想像していなかったことなどが起こる可能性などもあります。あと冬を迎えるということで、アリーナの周辺はどのような除雪——冬のことで被害があるかも分かりませんが、あそこのアリーナというのは、今市民にはとても注目されている場所なので、今後も注視していただければと思います。よろしくお願いします。

○工藤健委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)